様式第２号の１－③

農地法第３条の規定による許可申請書（別添）

Ⅰ－① 一般申請記載事項　（経営面積の特例・転貸）

１＜農地法第３条第２項第５号関係＞（経営面積の特例の場合のみ記載）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況（特例）

以下のいずれかに該当する場合は、以下のうち該当するものに印を付してください。

□ 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるもので

ある。

□ 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換

によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供

すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計

が、その交換による権利の移転の結果所要の面積を下ることとならない。

（「所要の面積」とは、北海道で２ha、都府県で50ａです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積

です。）

□ 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採

草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地

につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利

を取得するものである。

２＜農地法第３条第２項第６号関係＞（転貸する場合のみ記載）

転貸が認められる場合への該当有無

農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借

人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸する場合）には、以下の

うち該当するものに印を付してください。

□ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧を

することができないため一時貸し付けようとする場合である。

□ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

□ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場

合である。

□ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培す

ること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）

□ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場

合である。